

福知山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年1月23日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和4年度及び令和3年度補助金等

3 監査の実施期間

令和4年10月31日から令和4年11月29日まで

4 監査対象部等

教育委員会、地域振興部

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

教育委員会 教育総務課（監査日10月31日から11月1日）

1 歳入について

小学校使用料及び中学校使用料において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。

教育委員会 中央公民館（監査日11月4日）

1 歳入について

(1) 施設使用料の収入に係る事務手続きについて、条例等の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。

(2) 土地建物貸付収入において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。

教育委員会 生涯学習課（監査日11月10日から11日）

1 歳入について

施設使用料の収入に係る事務手続きについて、条例等の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。

地域振興部 文化・スポーツ振興課（監査日11月14日から16日）

1 歳入について

- （1）使用料、雑入の収入金において、納期限が財務規則の規定と整合していないものがあつた。収入事務の適正化に努められたい。
- （2）使用料の調定や収入事務において、適切でない事務処理が複数あつた。収入事務の適正化に努められたい。

2 補助金等について

- （1）補助金において、交付に係る書類が所在不明なものがあつた。事務の適正化に努められたい。
- （2）補助金において、交付申請書や実績報告書などで不備のあるものが複数見受けられた。受付時の点検等を徹底されたい。